

「非課税上場株式等管理に関する約款」新旧対照表

平成28年9月17日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第2章 非課税口座の管理</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(以下 省略)</p> <p>第3章 未成年者口座の管理</p> <p>第14条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の当社の定める日までに、</p>	<p>第2章 非課税口座の管理</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(以下 省略)</p> <p>第3章 未成年者口座の管理</p> <p>第14条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の前年の当社の定める日までに、</p>

新	旧
<p>当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 13 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p style="text-align: center;">（以下 省略）</p> <p>第 18 条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p style="text-align: center;">（以下 省略）</p> <p>第 3 章の 2 課税未成年者口座の管理 第 26 条（課税未成年者口座の設定）</p>	<p>当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p style="text-align: center;">（以下 省略）</p> <p>第 18 条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文又は同法第 29 条の 3 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同法第 29 条の 2 第 1 項に規定する特定新株予約権等又は同法第 29 条の 3 第 1 項に規定する特定外国新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p style="text-align: center;">（以下 省略）</p> <p>第 3 章の 2 課税未成年者口座の管理 第 26 条（課税未成年者口座の設定）</p>

新	旧
<p>課税未成年者口座（お客様が当社に開設している特定口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、<u>2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。</u>）は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> <p>第3章の5 その他の通則 第40条（非課税口座のみなし開設） 平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（<u>出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。</u>）には、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>第4章 雑則 第42条（契約の解除）</p> <p style="text-align: center;">（中 略）</p> <p>（6）お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>（7）お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該</p>	<p>課税未成年者口座（お客様が当社に開設している特定口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座で、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。</p> <p>第3章の5 その他の通則 第40条（非課税口座のみなし開設） 平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（<u>出国中である場合を除きます。</u>）には、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>第4章 雑則 第42条（契約の解除）</p> <p style="text-align: center;">（中 略）</p> <p>（6）お客様が出国により居住者又は<u>国内に</u>恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>（7）お客様が<u>基準年の1月1日以後に</u>出国により居住者又は<u>国内に</u>恒</p>

新	旧
<p>当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 11 条の <u>出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除き ます。</u>） 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定 する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出 国日）</p>	<p>久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別 措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃 止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p>

以上